

# 法律上・事実上・形式上の 貸倒処理

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
税理士

中野真純

Essence

1. 貸倒損失の損金算入は事実認定が重要であり、具体的には法人税基本通達に基づいて行われる。
2. 法人税基本通達9-6-1では書面による債務免除額が寄附金に該当しないか留意する必要がある。
3. 法人税基本通達9-6-2の全額回収不能の判断には判例を参考とすることもできる。
4. 法人税基本通達9-6-3は一定の売掛債権のみが対象であり、取引停止期間の捉え方や取立費用の範囲・比較方法等に留意する必要がある。

## ① はじめに

金銭債権について回収不能の状態が発生した場合、会計上は貸倒損失を計上することとなる。この貸倒損失については、税務上別段の定めがないため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されたものであれば、法人税法第22条第3項及び第4項の規定により、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるのが原則である。

貸倒損失について問題となるのは、主に貸倒れに対する事実認定の仕方であり、(1)どの債権に対して、(2)どのような事由が生じたときに貸倒れが生じたと認められるのか、という点である。また、(3)どのように会計・税務処理を行えば法人税法上損金と

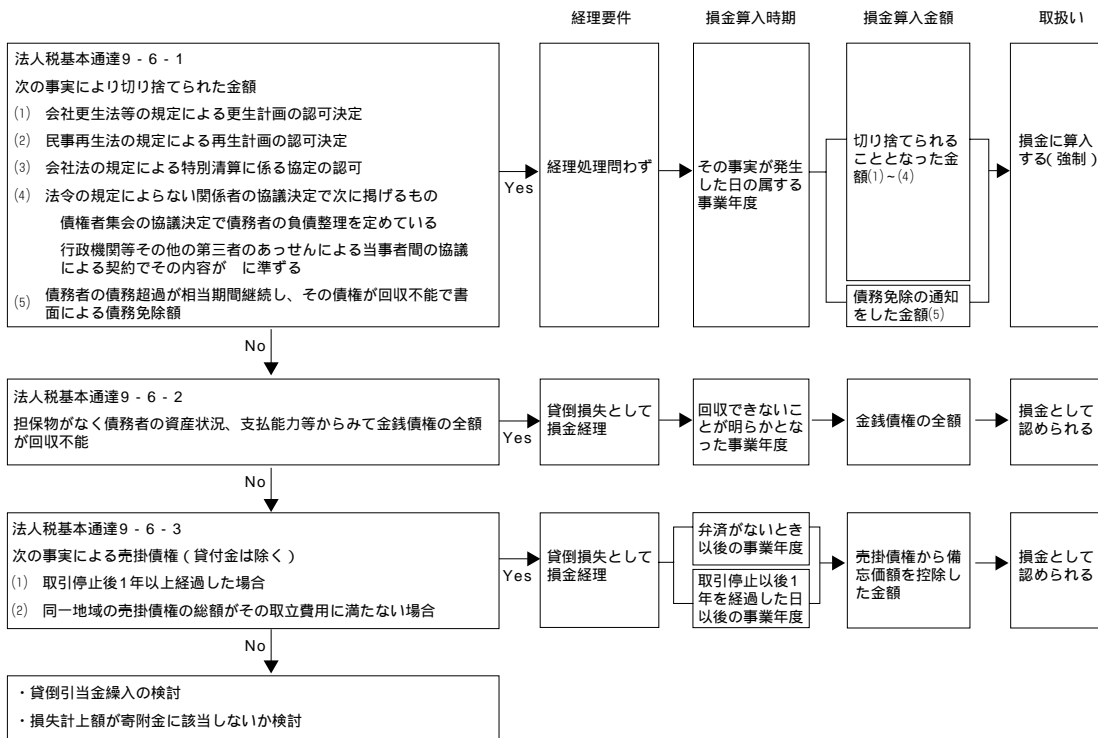
して認められるのか、という点も重要である。

これらの貸倒損失の損金算入要件等については、法人税基本通達9-6-1～9-6-3に具体的な規定があり、実務上これらの通達に拠るところが大きい。そこで、ここでは各通達の内容を確認するとともに、それぞれの規定の適用にあたり留意すべき点について解説する。

## ② 各通達のフロー

金銭債権について回収不能の状態が発生した場合、税務上貸倒損失として損金の額に算入することができるかどうかについては、次頁の図表の流れに沿って判断することとなる。

【図表】各通達のフロー



以下では、具体的に各基本通達の内容や留意点を確認していく。

### ③ 金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ

#### 法人税基本通達9-6-1

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (一) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった場

合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

- (二) 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (三) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
  - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
  - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

(四) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

## 1 規定の概要

本通達においては、金銭債権が法的に切り捨てられた場合又は法律上の手続きに基づいて金銭債権が切り捨てられた場合を規定している。これらの貸倒れが発生した場合には、会社が損金経理を行っている場合はもちろん、損金経理を行っていない場合であっても、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとなる。

上記通達のうち、(一)及び(二)は法律上債権が切り捨てられた場合を規定しており、具体的に切り捨てられる金額が明らかになる場合がほとんどである。よって、判断に迷うことはあまりないと思われる。同様に、(三)は法律に基づくものではないが、実際に切り捨てられる金額が明らかであり、不合理もしくは恣意的な決定等をしていない限り特に問題となることはない。一方(四)は、具体的な法律に基づくものではなく、債権者の行為によって貸倒損失となる場合を規定しており、処理方法の如何によっては損金の額に算入されない可能性がある。また、債権放棄をした額が税務上の貸倒損失に該当しなかった場合には寄附金との関連も検討しなければならないが、実務上問題となることが多い。

そこで以下では、本通達(四)の規定を中心に、留意すべき点や規定の解釈について述べる。

## 2 留意点

### (1) 貸倒損失の対象となる債権の範囲

#### 貸倒損失の対象となる金銭債権

法人税基本通達(以下「法基通」という。)

9 - 6 - 1 及び次の④で述べる法基通 9 - 6 - 2 に規定する「金銭債権」の範囲は、法人税法第52条第2項に定める「売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権」及び法基通11 - 2 - 16 (一括評価金銭債権の貸倒引当金に規定する売掛金、貸付金に準ずる債権)に規定するものと同じである。具体的には、売掛金、貸付金、未収の譲渡代金、未収加工料、未収請負金、未収手数料、保証債務を履行した場合の求償権等である。

なお、預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当、保証金、敷金、預け金、仕入割戻しの未収金等は売掛債権等には該当しない。

#### 破産債権の取扱い

法基通 9 - 6 - 1 (一)及び(二)において破産法の規定による破産債権については触れられていない。これは、破産債権とは、破産者に対する破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に属さないもの(破産法第2条第5項)をいい、切捨てが行われたものではないためである。

したがって、破産債権については法基通 9 - 6 - 1 (一)及び(二)の規定の適用を受けることはなく、貸倒損失を計上する場合には、次の法基通 9 - 6 - 2 の規定の適用を受けて損金の額に算入されることとなる。

なお、破産廃止の決定や破産終結の決定があった場合には、その決定により確定し

た回収不能額について貸倒損失として処理することができる。

(2) 貸倒れに相当する事由とその発生時期

弁済を受けることができないと認められる場合の考え方

法基通9-6-1(四)の「弁済を受けることができないと認められる場合」とは、債務者において、破産、民事再生、強制執行等の手続を受け、あるいは、事業閉鎖、死亡、行方不明、刑の執行等により、債務超過の状態が相当の期間継続しながら、他から融資を受ける見込もなく、事業の再興が望めない場合はもとより、債務者にそのような事由がなくとも、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、資産及び信用の状況、事業の状況、債権者による回収努力等の諸事情に照らして当該債権が回収不能であることが客観的に明らかである場合をいう。

例えば、債務者が債務超過であっても損害賠償請求を求め係争中である等、回収不能とは言い切れないような場合には認められないので留意が必要である。

債務者の債務超過の状態の判断

金銭債権の弁済を受けることができないか否かは、債務者の実質的な財産状態を検討する必要がある。したがって債務者が債務超過の状態にあるかどうかは、債務者が有する財産の時価評価相当額を基準として判断する必要がある。

時価評価額に関する具体的な算定方法は定められていないが、債務者が保有する資産をもって債務の返済を行うことが可能かどうかを判断することが目的ということに留意すべきである。特に不動産の評価にあ

っては、公示価格や路線価、固定資産評価額が不動産の時価を推定する一つの有力な資料となり得るものだが、不動産の時価は、個々の不動産の立地条件や形状、用途、不動産の需要供給を含む経済の状況等の諸要素に規律されて形成されるものであり、例えば近隣の不動産に売買事例がある場合には、その売買価額も当該不動産の時価算定の参考となる。時価評価額はこれらを勘案して総合的に算定する必要がある。

損金算入時期

売掛債権の放棄をした場合において、貸倒れとして損金の額に算入できるのは、債権放棄の通知をした日の属する事業年度となる。これは、債権の弁済を受けられないと認められたときに債権放棄をすることにより、法律上も債権が消滅するためである。

相当期間の判断

法基通9-6-1(四)において、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続」と規定されている。「相当期間」についての定めはなく、債務超過となった原因・経営状態や経済状況といったことを勘案し総合的に判断することが求められる。例えば、一時的に業績が悪化したような場合には、その後の経営努力や経営改革などの結果、債務超過の状態を脱することもありうるので、3～5年程度の期間を相当期間として捉える必要があるであろう。一方、災害の被害を受ける、債務者の取引先が倒産して多額の不良債権を抱えたことにより債務超過に陥ったような場合には、短期間で判断がつくことが多いため、3～5年よりも比較的短い期間をもって相当期間とすることも認められると考えられる。

## (3) 処理方法

## 債権放棄の方法

民法第519条において「債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する」と規定されており、債権放棄は債権者の一方的な行為とされている。

このことより債権債務が消滅したかどうかを客観的に示すことが困難である場合があり、また、債務者が債務免除の事実を知る必要があるためにも、書面により債務免除を行ったことを明らかにすることが求められる。

なお、債務免除を示す書面は公証力を有する公正証書等であることは必ずしも求められていない。

## 経理処理

「1 規定の概要」でも述べたとおり、会計処理にかかわらず所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなるため、損金経理を行っていない場合には申告書で減算処理が行われることになる。

## (4) その他の留意点

## 債権放棄と寄附金

債権放棄を書面にて行った場合であっても、そのことをもって無条件に貸倒損失として損金算入が認められるということではない。この場合、貸倒損失として計上した金額は債務者に対する寄附金であると認定され、寄附金課税の対象となる可能性がある。債権放棄が寄附金に該当しないといえるためには、当該債権放棄がやむを得ず行われるものであること（必要性）と、当該債権放棄について相当な理由があること（相当性）が必要となる。

特に、貸倒損失について寄附金認定を受けた場合で、相手先が国外の関連者である場合には、租税特別措置法第66条の4第3項の規定（国外関連者に対する寄附金）によりその全額が損金不算入となるため、組織再編や債権債務の整理等を理由にした債権放棄に関しては注意が必要である。例えば、関係会社の再建のために親会社からの指示により、回収不能債権ではないにもかかわらず、貸付金を放棄したような場合や、取引先との間で債権債務の額に相違があるような場合で、検証を行うことなく債務の残高に合わせるべく調整し、実質的には債権を放棄したような場合は、損金性を否認される可能性が非常に高くなるので注意が必要である。

なお、子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等について法基通9-4-1及び9-4-2の規定の適用を受ける場合には、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとされている。税務上の取扱いについて検討する際には、国税庁ホームページに掲載されている質疑応答事例の法人税寄附金関連も参考になるため考慮に入れるとよい。

## ④ 回収不能の金銭債権の貸倒れ

## 法人税基本通達9-6-2

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権に

ついて担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(注) 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

## 1 規定の概要

法基通9-6-2においては、法律上はまだ債権として存在していても、債務者の状況等から当該債権が経済的に無価値となり、その全額が回収できないと認められる場合に、会計上貸倒処理を行う場合について規定している。法基通9-6-2は、法基通9-6-1と異なり、発生した事実に基づく判定であるため、規定の理解が重要となる。

ここでは、裁判例を参考としながら規定の内容の再確認を中心に述べる。

## 2 留意点

### (1) 貸倒損失の対象となる債権の範囲

法基通9-6-2の適用対象となる債権は、既に述べたとおり法基通9-6-1の適用対象となる債権と同じである。

### (2) 貸倒れに相当する事由とその発生時期

#### 回収不能の判断

債権の全額が回収できないと判断された有名な事例として、最高裁判所が平成16年12月24日に判決を下した、いわゆる興銀事件がある。これは、当時の日本興業銀行が自ら設立母体となっていた住専（住宅金融専門会社）に対して行った債権放棄による損失が、損金の額に算入されるかどうか争われていた事案である。

これによると、「債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきもの」とされている。

実務上回収不能の判断については非常に難しいところではあるが、この判決が一つの指針となるであろう。

#### 債権の一部貸倒れ

金銭債権についてその一部に貸倒れが見込まれるような場合であっても、その回収不能部分についてのみ貸倒処理を行うことは認められていない。

これは、損金経理が認められるのが、規定上「債権の全額が回収できないことが明らかとなった」場合に限定されているためである。

#### 損金計上時期

法基通9-6-1と同様に、貸倒損失の損金の額への算入時期は、債権についてその全額が回収できないことが明らかとなった日の属する事業年度に限られる。したがって、全額が回収不能である場合に、債権者側の都合で貸倒処理を繰り延べるようなことは認められない。

### (3) 処理方法

#### 損金経理要件

この規定は、法基通9-6-1とは異なり、要件を満たすことで損金経理ができるという規定となっている。したがって、貸

倒損失として損金の額に算入するためには、会計処理にて損金経理をしなければならないこととなる。

#### (4) その他の留意点

##### 担保物がある場合の処理

回収不能となった金銭債権について担保物がある場合には、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理できないこととなっている。例えば、貸付金に関して土地に抵当権を設定しているが、この土地は銀行借入の担保として一番抵当が付いていて回収が難しいと思われるような場合であっても、あくまで担保物が処分されるまでは貸倒損失として計上できないこととなる。

担保物について処分に時間がかかるような場合には、法人税法第52条（貸倒引当金）及び法人税法施行令第96条（貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定の適用を検討することが可能である。適用を受けることができる場合には、個別評価による貸倒引当金の繰入れをすることにより、その金銭債権のうち担保物の価額を上回る部分の金額について貸倒引当金として損金の計上が認められている。

#### ⑤ 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ

##### 法人税基本通達9-6-3

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下9-6-3に

おいて同じ。)について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

(一) 債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後一年以上経過した場合（当該売掛債権について担保物のある場合を除く。）

(二) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(注) (一)の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取り扱いの適用はない。

#### 1 規定の概要

法基通9-6-3は、法律上債権として存続しており、必ずしも経済的価値がなくなったとはいえないものに対しても、一定期間取引がない場合等、形式的な事由による貸倒損失の計上を可能としている。

法基通9-6-2と同様に、法律による切り捨てではなく、状況等に基づく損失の認識であり適用の可否について判断に迷うことがあるので、規定している要件や用語の定義を中心に述べる。

## 2 留意点

### (1) 貸倒損失の対象となる債権の範囲

法基通9-6-1, 9-6-2と異なり9-6-3はその適用範囲を売掛債権に限定している。つまり, 主たる営業活動から生じた売掛金, 未収加工料, 未収請負金等に限られ, 貸付金や立替金といった主たる営業活動上の債権に該当しないものは適用対象から除かれる。

### (2) 貸倒れに相当する事由とその発生時期

#### 損金算入時期

一般的な債権の消滅時効は民法第167条において10年と定められているが, 生産者, 卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権等については2年(民法第173条), 旅館, 料理店, 飲食店, 貸席又は娯楽場の宿泊料, 飲食料, 席料, 入場料, 消費物の代価又は立替金に係る債権等については1年(174条)に時効が短縮されている。

この民法の時効短縮規定を考慮し, この通達では取引を停止した後1年以上経過した場合には, 損金経理により貸倒損失の計上を認めている。

なお, 規定にもあるように, 最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には, これらのうち最も遅い時とされていることより, 例えば, 最後に支払を受けた日の後に支払手形の支払期日が到来するような場合には, この支払期日が最も遅い時とされる。

取立てのために要する費用と売掛債権額との比較

法基通9-6-3(二)の規定において, 取

立てのために要する費用と売掛債権額との比較については, 相手先ごとに比較を行うのではなく, 同一地域に存在する取引先の債権の合計額で判断することとなる。

取立てのために要する旅費その他の費用

取立てのために要する旅費その他の費用とは, 回収のために直接要する旅費交通費, 通信費, 集金を委託する場合には委託先に支払う手数料等を意味すると考えられる。そのため販売・集金にあたる従業員の固定給与等の間接費用は含めなくてもよいものとされる。

同一地域の判断

同一地域については, 会社において管理している地域区分を指し, 同一市町村, 同一都道府県, 同一地域といった地理的な区分とは必ずしも一致しない。

一方, 会社で管理している同一地域内であっても, その範囲が広域にわたっているような場合で, 効率的な回収活動を行うことが難しい場所に存在する取引先があるような場合には, それらを別個の地域として判定しても差し支えないと思われる。

### (3) 処理方法

損金経理要件

法基通9-6-1とは異なり, 会社が貸倒損失として損金経理した場合には, その処理を認めるという規定になっている。したがって, 申告書で減算調整を行うことは認められず, 会計処理にて損金経理が求められることとなる。

備忘価額

法基通9-6-1, 9-6-2と異なり9-6-3は備忘価額を付すことが求められている。

備忘価額とは, 名目的な価額をいい, 実



質的価額がゼロになる場合においても、その資産が存続する場合に付されるものである。つまり、会計帳簿上売掛債権が存続していることを示すことができれば事足りるため、1円を備忘価額として残額を貸倒損失として損金経理できることとなる。

#### (4) その他の留意点

##### 継続的な取引の判断

継続的な取引とは、同一人に対して売掛債権が反復的、集团的に発生する取引をいい、例えば不動産取引、特別注文、一般消費者向けの割賦販売のように同一人に対して通常は継続的に売掛債権が発生しないものは含まれないことに留意する。

一方、この判断は取引ごとではなく相手先ごとに行うことから、例えば、継続的に取引を行っている相手に対して、通常と異なる役務提供等を行ったことにより生じた売掛債権は、他の継続的な取引に含めて規定の適用の対象となることとなる。

貸倒損失として損金経理した後に回収等があった場合

法基通9-6-3の規定を受けるものとして貸倒損失として損金処理した売掛債権について、その後回収が発生した、あるいは債務引受けがあった場合には、貸倒損失として損金計上した処理を修正する必要はなく、償却債権取立益として回収等のあった日の属する事業年度において益金の額に含めればよい。

## ⑥ 平成21年度税制改正に関して

平成21年度税制改正で法人税法第33条

(資産の評価損の損金不算入)について改正が行われた。従前の法人税法第33条第2項においては、一定の要件を満たした場合における資産の評価損の計上が損金として認められていたが、対象となる資産から、預金、貯金、貸付金、その他の債権(金銭債権等)は除かれていた。税制改正によってこれら金銭債権等の制限がなくなり、「部分貸倒れ」の計上が評価損を通じて可能となったかのように思われる向きもある。

法人税法第33条の改正は、平成17年度にも企業再生税制改正として行われたが、このときは評価損の計上の対象から金銭債権等が除かれており、会社更生法等の法的手続きとの整合性が必ずしも取れていない部分があった。今回の税制改正ではこの部分について整合性を図ったものと考えられ、条文の構成を災害による著しい損失と法的整理等の損失に区分した。

その結果、法的整理等の事実に基づいて金銭債権等について評価換えを行い、評価損を損金経理した場合には、その金額は損金の額に算入されることとなったが、法的手続きによらない一般の評価換えによる評価損の計上については、引き続いて損金の額には算入されないこととなるだろう。

#### [ Profile ]

中野 真純(なかの ますみ)

平成13年税理士登録。新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人TARAS(Tax Accounting and Risk Advisory Services)部に所属し、日本企業ならびに外資系企業の税効果および税務リスクマネジメント関連業務に従事。